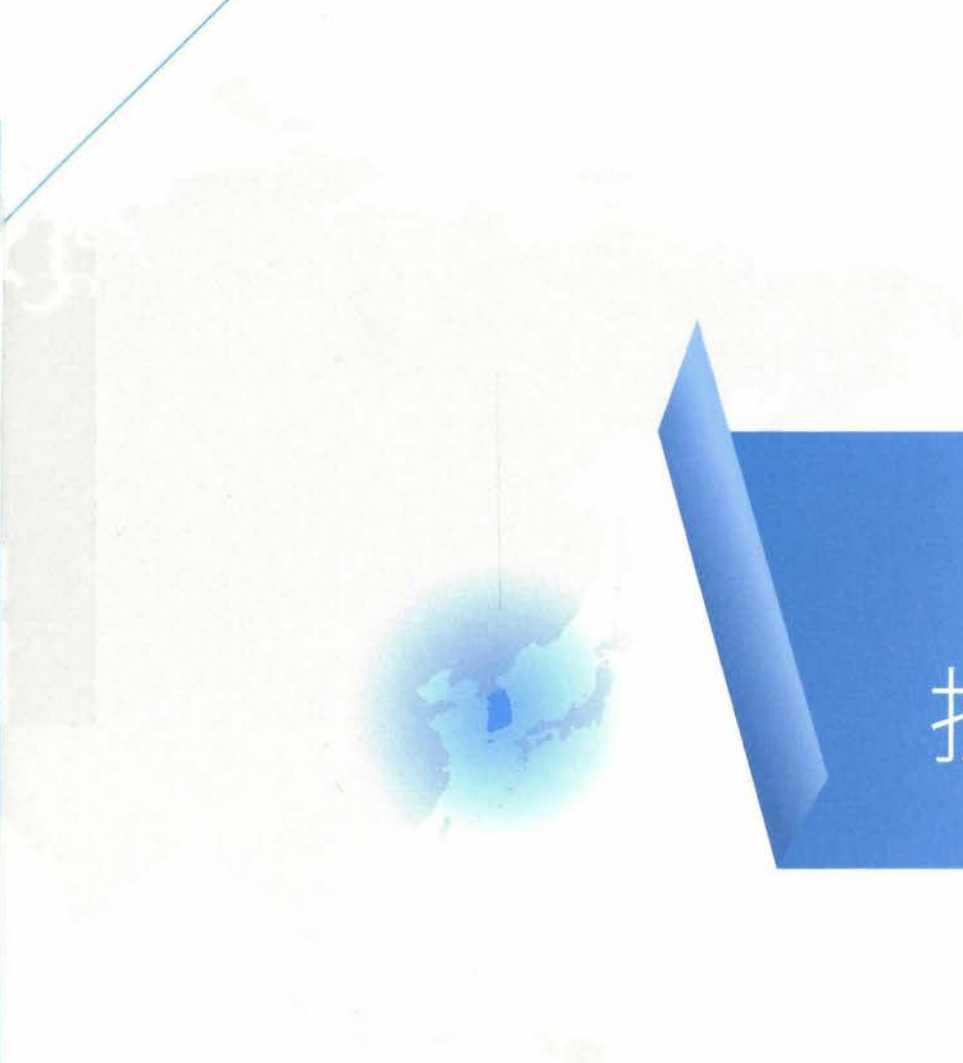




韓国の 投資環境

3-111/II-fe

Contents

I. 経済状況	03
1. 韓国の経済指標	
2. アジア各国の主要経済指標	
II. アジア各国の投資環境比較	05
1. 各国投資インセンティブの概要	
2. 生産コスト及び入居環境	
3. 日本企業アジア進出活動の実態	
III. 韓国直接投資関連主要トピック	14
1. FTA	
2. 労使関係	
3. 知的財産権の保護	
4. カントリーリスク	
5. インフラ	

※ 地域別投資インセンティブ、高度技術随伴事業インセンティブ

Ⅰ 経済状況

1. 韓国の経済指標(2008~2012)

指標	年度別数値				
	2008	2009	2010	2011	2012
人口(千人)	48,949	49,182	49,410	49,779	50,004
GDP成長率(前期比)	2.3%	0.2%	6.2%	3.6%	2.0%
1人当りGDP(ドル)	19,028	16,959	20,540	22,424	23,021
1人当りPPP基準 GDP (ドル)	27,513	27,710	29,717	31,221	32,431
失業率	3.2%	3.6%	3.7%	3.4%	3.2%
インフレ率	4.7%	2.8%	2.9%	4.0%	2.2%
輸出額* (伸び率)	4,220 (22.0%)	3,635 (-13.9%)	4,664 (28.3%)	5,552 (19%)	5,479 (-0.02%)
輸入額* (伸び率)	4,353 (22.0%)	3,231 (-25.8%)	4,252 (31.6%)	5,244 (23.3%)	5,196 (-0.01%)
FDI額(流入)** (伸び率)	117.12 (11.4%)	114.84 (-1.9%)	130.71 (13.8%)	136.69 (4.6%)	162.57 (18.9%)

※ (出所：貿易協会、統計庁、証券取引所、Invest KOREA、韓国銀行(2013))

*単位：億ドル、通関ベース

**単位：億ドル、申告ベース



I 経済状況

2. アジア各国の主要経済指標

	韓国	台湾	マレーシア	タイ	シンガポール	中国	日本
人口(万人) (2013*)	5,096	2,365	2,953	6,485	546	136,032	12,734
名目GDP(億ドル) (2013*) (成長率)	12,340 (3.62%)	4,692 (3.86%)	3,400 (4.70%)	4,127 (5.98%)	2,778 (2.90%)	90,386 (8.23%)	59,973 (1.23%)
1人当りGDP (ドル) (2013*)	24,562	19,847	11,513	6,364	50,899	6,645	47,097
1人当りPPP基準GDP (ドル) (2013*)	33,898	40,146	17,675	10,701	62,400	9,983	37,193
失業率 (2013*)	3.3%	4.3%	3.0%	0.68%	2.1%	4.1%	4.4%
消費者物価指数 (2012)	2.2%	1.3%	2.7%	3.9%	3.5%	3.3%	0.0%
輸出額(億ドル) (2011)	5,566	3,082	2,282	2,264	4,095	18,991	8,226
輸入額(億ドル) (2011)	5,243	2,814	1,876	2,288	3,658	17,421	8,541
FDI流入額/FLOWベース (100万ドル) (2011)	4,661	-1,962	11,966	9,572	64,003	123,985	-1,758

(出所：IMF、World Bank、UNCTAD)

*予測値

Ⅱ アジア各国の投資環境比較

1. 各国投資インセンティブの概要

国名	支援の種類	支援対象及び内容
韓国	租税減免	高度技術産業、外国人投資地域入居企業(5～7年間減免)
	財政支援	現金支援、教育訓練補助金、雇用補助金
	立地支援	賃貸料50～100%減免、賃貸用地購入支援
台湾	租税減免	R&D、バイオ新薬、公共建設事業(5年間減免)
マレーシア	租税減免	資本的支出に対し、60%まで控除(5年間)
中国	租税減免	多国籍企業地域本部、先端産業(優遇税率を適用)
	財政支援	多国籍企業地域本部を対象に補助金支援
タイ	租税減免	優先産業、技能・技術・イノベーション企業(8～11年間減免)
シンガポール	租税減免	産業構造の高度化を促進する企業(15年間免除)
	財政支援	新技術導入企業を対象に補助金を支援

(出所：KOTRA、2011アジア主要国における投資環境の比較調査(2011.12)、韓国輸出入銀行)

(1) 韓国

■ 租税減免

※ 法人税減免の起算日は、最初に所得の発生した課税年度、または事業開始日から5年目になる日に属する課税年度のうち、先に到来する課税年度から適用

区分	支援内容	
	国税(法人税・所得税)	地方税(取得税・登録税・財産税)
- 高度技術産業及び産業支援サービス業 - 個別型外国人投資地域入居企業	7年間減免 - 5年間: 100% - 2年間: 50%	自治体の条例により最長15年間減免
- 団地型外国人投資地域入居企業 - 経済自由区域入居企業 - 自由貿易地域入居企業	5年間減免 - 3年間: 100% - 2年間: 50%	自治体の条例により最長15年間減免

■ 賃貸料減免

減免対象	減免内容
個別型外国人投資地域入居企業	
団地型外国人投資地域入居企業	100%
高度技術産業承認企業(投資金額100万ドル以上) 部品素材専用工業団地入居企業(投資金額500万ドル以上)	
一般製造業(投資金額500万ドル以上)	75%
自由貿易地域入居企業	
- 高度技術産業承認企業(投資金額50万ドル以上) - 外国人投資持分30%以上(投資金額100万ドル以上) - 新規投資金額1,000万ドル以上	100%

■ 財政支援

※ 支援基準: 外国人投資比率(持分)30%以上、または外国人投資家が最大株主の場合(外国人投資委員会による審議を経る)

区分	支援内容
現金支援	投資額の一部を工場建築、施設購入などに活用できるよう現金にて支援
教育訓練補助金	20名以上新規雇用の際、1人当たり月10～50万ウォン(最大6ヶ月)
雇用補助金	20名以上新規雇用の際、超過時1人当たり月10～50万ウォン(最大6ヶ月)

(出所: KOTRA、韓国投資ガイド(2012.3))

(2) 台湾

■ 租税減免

区分		支援内容
R&D		・R&D投資支出額の30%に対し、当該年度より5年間法人税を減免 ・R&D費用：新製品の研究開発、生産技術の改善、労務技術の改善、製作工程の改善に関わる費用
バイオ新薬の開発		・バイオ新薬会社の研究開発及び人材養成に対する投資支出額の最大35%内で、5年間の法人税控除
自由貿易地域 (FTZ)への立地	FTZ内で 使用される貨物	・関税、貨物税、付加価値税、酒税・たばこ税、貿易振興サービス費、港湾サービス費を免除
	海外から搬入し、 FTZ内で使用する 機械及び設備	・関税、貨物税、付加価値税、貿易振興サービス費、港湾サービス費を免除
公共建設工事に参加する民間機関		・法人所得税の5年間免除、株主・民間機関の投資控除、輸入関税の減免、または分割納付、土地税、不動産税、譲渡税の減免

(出所：KOTRA、2011アジア主要国における投資環境の比較調査(2011.12))

(3) マレーシア

■ 租税減免

※ 資格：製造分野に提供。付加価値、使用技術、産業間の連携程度など、特定の優先順位によって決まる。資格のある活動、勸奨活動、勸奨製品と称する。

区分	支援内容
開拓者資格(Pioneer Status)の 所有企業	・5年間税制減免、法人所得の30%に対してのみ所得税を賦課
投資税の控除 (Investment Tax Allowance)	・投資開始日から5年以内に発生した資本支出(機械、設備及び他装備など)に対し、最大60%控除
ハイテック企業	・開拓者資格の付与 ・新規投資日から5年間の資本支出に対し、60%控除
自動車産業の 核心高付加価値部品	・開拓者資格の付与 ・新規投資日から5年間の資本支出に対し、100%控除

(出所：韓国輸出入銀行、マレーシアの投資環境及び投資有望分野(2012.10.4))

(4) 中国

■ 租税減免

区分	対象の基準	支援内容
多国籍企業 地域本部	国家重点支援対象である公共インフラ分野への投資、エコ、省エネ、水資源節減の分野に従事して得た所得	・企業所得税、付加価値税などを減免
対内投資企業	技術開発のための輸入	・関税、付加価値税を免除
	先端産業・グリーン産業分野	・法人税優待税率を適用(25%→15%)

■ 財政支援

※外国人投資法人の承認：最低登録資本金、3万人民元以上、外国人投資比率25%以上

区分	対象の基準	支援内容
多国籍企業 地域本部	資本金額の実納付額基準 1,000万ドル以上	・登録資本金額の規模によって補助金の金額は異なる(3年間)
	自社ビルの建築/オフィスビルの購入 (賃貸期間3年以上、支援を受ける期間中は用途変更不可)	・当たり1千人民元(146.4ドル)の補助金
	年間営業収入1億人民元 (約 1,400万ドル)以上	・営業収入規模によって奨励金を支払う

(出所：KOTRA、2011韓国及びアジア主要国の投資環境(2011.12)、韓国輸出入銀行、中国の投資環境リスクに関する評価報告書(2012.4.20))

(5) タイ

■ 租税減免

区分	支援内容
タイ投資庁(BOI)による恩典	・機械、原材料及び必要資材に輸入関税の減免 ・法人に所得税の50%減免 ・運送費、電気代、水道代の2倍控除
優先産業 (特別重要かつ国益をもたらす業種)	・立地ゾーンに関係なく、機械の輸入税の免除 ・立地ゾーンに関係なく、法人所得税を8年間免除 (免除額に上限有り)
技能・技術・イノベーション	・研究開発あるいはデザインの投資や支出、高度な技術訓練の支出などがある場合、最大3年間の追加法人所得税の免税

(出所：タイ投資庁)

(6) シンガポール

■ 租税減免

区分	対象の基準	支援内容
開拓資格(Pioneer Status) 所有企業	・新規産業、または経済発展に寄与する産業	・事業活動から発生した利益に対し、法人税を免除(15年間)
投資費用の控除 (Investment Allowance Incentive)	・R&D、建設工事などの認可を受けた製造企業のプロジェクトに新規で投資	・一般投資費用の控除に追加承認された投資費用の執行について30～50%を控除
開発・拡大に対するインセンティブ (Development and Expansion Incentive)	・製造業、サービス分野の企業が推進する、経済波及効果の高い新規のプロジェクト ・国際本部、地域本部、またはIPハブのような高度化投資を実行	・選ばれた企業活動により発生した利益に対し、所得税の5～10%を適用
本部プログラム	国際本部 (International HQ)	・シンガポール以外の地域を本拠地とする企業が本拠地の戦略、マーケティング、ブランド管理、技術的意思決定を行う本部の条件を満たした場合 ・法人税優遇税率(10%)を適用(5～20年間)
	アジア地域本部 (Regional HQ)	・シンガポールに進出して3年以内の企業であり、所定の最低投資約定を満たす企業 ・法人税に優遇税率(15%)を適用(3年間)

■ 財政支援

区分	対象の基準	支援内容
研究インセンティブ	シンガポールに登録された企業がR&Dを行う場合	・R&Dセンター設立の際、資金援助 ・知的財産権、人材などプロジェクト費用を支援
新技術導入補助金	新技術、ノウハウ、新工程の開発・導入関連の活動	・新規設備の際の運転訓練費、研究開発訓練費を支援

(出所：Economic Development Board、EnterpriseOne、KOTRA、2011韓国及びアジア主要国の投資環境(2011.12))

2. 生産コスト及び入居環境

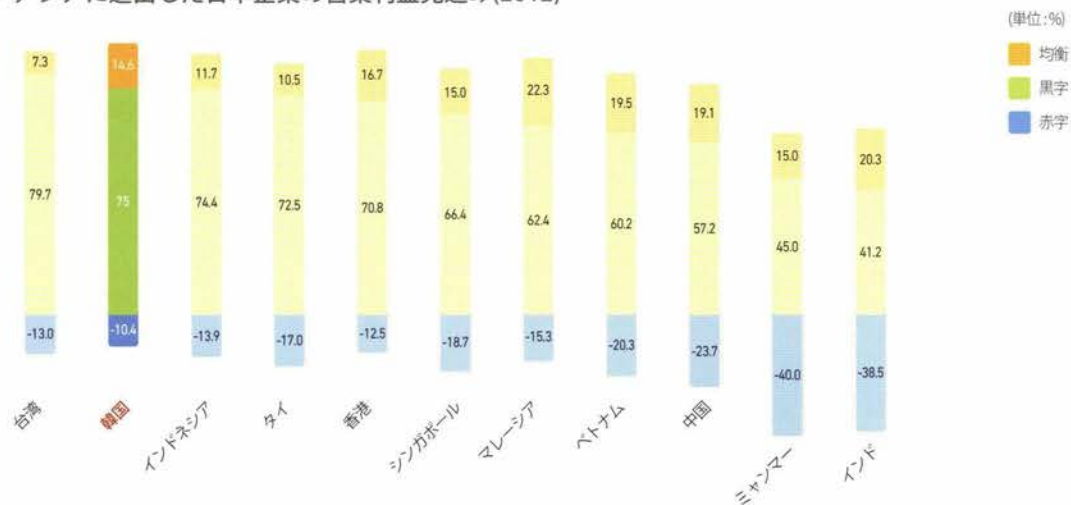
企業環境		韓国(ソウル)	台湾(台北)
工業団地買入価格(㎡)		267ドル (忠清南道天安外国人投資産業団地)	1,350ドル (台中工業団地)
オフィス賃貸費用 (㎡、市内中心地)		51ドル(ソウル)	18ドル(台北)
マンション賃貸料 (駐在員用、90～120㎡)		1,896ドル (日本人居住地域 84.96㎡)	1,653ドル (北部地域116㎡)
月額基本給 (非製造業の一般職)		2,173ドル	1,205ドル
年間卒業者数(大卒以上) (人口1万人当たり)		約55万8,000人 (118人)	約29万人 (125人)
法人税		22%	17%
生産 コスト	業務用ガス(ドル/㎡)	0.68ドル	0.63ドル
	業務用電気 (ドル/Kwh)	0.06ドル	0.08～0.10ドル
	業務用水道(ドル/㎡)	0.01ドル	0.24～0.40ドル
医療制度		・国家医療保険制度有り ・外国人も加入	・国家医療保険制度有り ・4ヶ月以上居住の際、 外国人も加入しなければならない
外国人学校の数 (外国人1万人当たり)		52校 (0.6校)	19校 (0.43校)

(出所：KOTRA、2011韓国及びアジア主要国の投資環境(2011.12)、
JETRO、第22回アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較(2012.4))

マレーシア (クアラルンプール)	シンガポール	中国(北京)
20~25ドル (Selangor 工業団地)	189.94~651.21ドル (JTC運営工業団地)	71~87ドル (北京経済技術開発区)
23ドル (クアラルンプール)	83ドル (シンガポール)	119ドル (北京)
571~1,904ドル (市内高級住宅地)	2,635.86~6,977.29ドル (83.98 ~ 205.97㎡)	2,850~5,699ドル (93~211㎡)
920ドル	2,233ドル	854ドル
約11万2,000人 (40人)	約4万人 (77人)	約568万人(中国全体) (42人)
25%	17%	25%
1.26~5.22ドル (ドル/MMBtu)	0.17ドル	0.45ドル
0.07~0.14ドル	0.2167~0.2185ドル	0.08ドル
0.66~0.72ドル	1.61ドル	0.98ドル
国家医療保険制度無し	国家医療保険制度はないが、 個人が医療貯蓄預金(MediSave)に 強制加入するようになっている	外国人は商業保険に加入
48校 (0.23校)	・30校 (0.22校) ・一般公立学校でも英語で授業が行わ れるため、外国人も就学可能	18校 (1.6校)

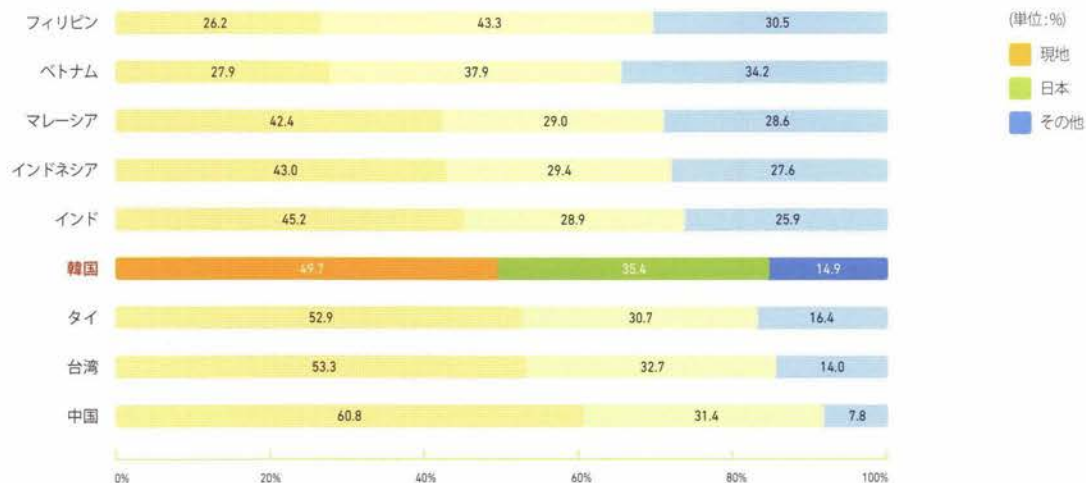
3. 日本企業のアジア進出活動の実態

■ アジアに進出した日本企業の営業利益見込み(2012)



(出所: JETRO、在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2012.12.18))

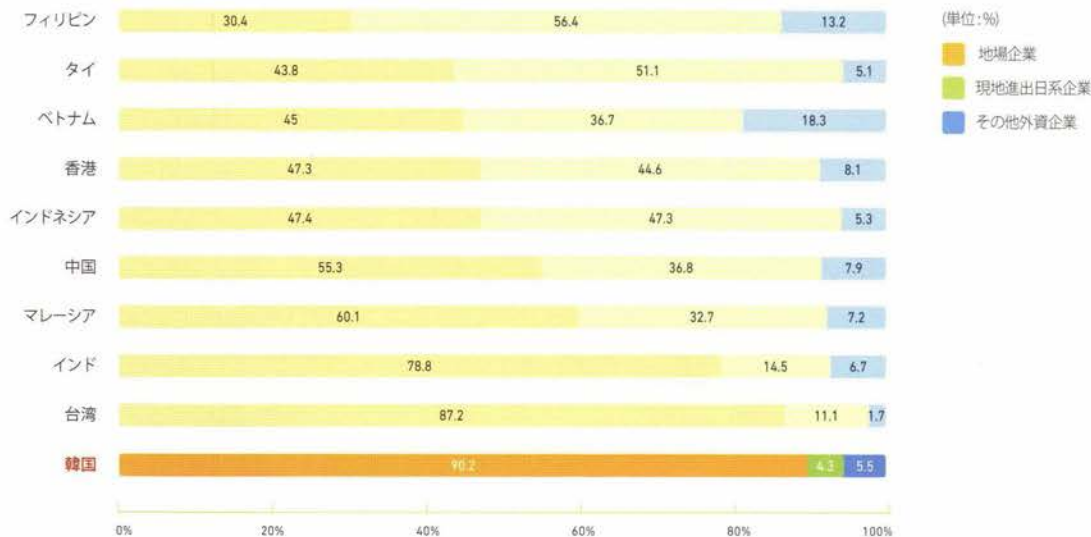
■ 原材料・部品の調達先の内訳ー製造業(2012)



(出所: JETRO、在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2012.12.18))

■ 原材料・部品の現地調達先-製造業(2012)

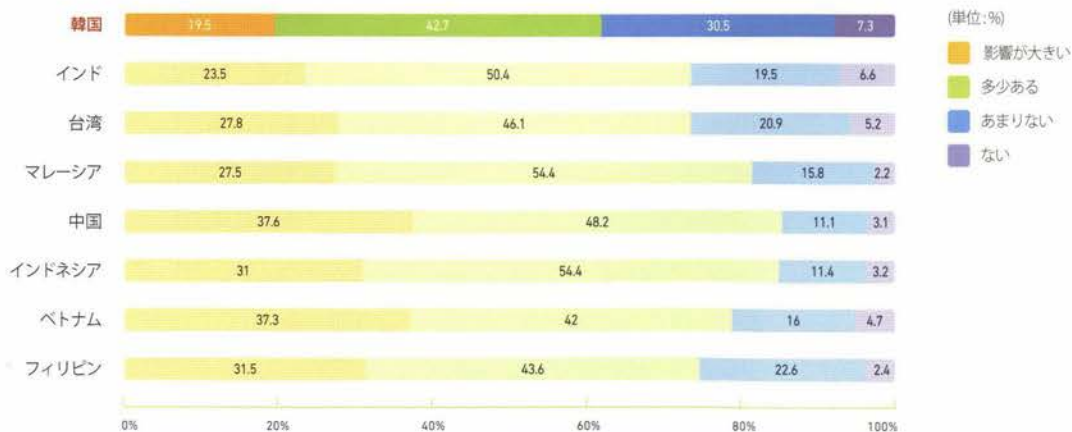
韓国の場合、約90%は地場企業からの調達可能であり、他のアジア各国と比べ、関税及び物流コスト節減のメリットあり。



(出所: JETRO、在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2012.12.18))

■ 製造・サービスコストの上昇による企業活動のマイナスの影響(2011)

アジア各国に比べ、費用の上昇による影響がそれほど大きくないことを示している。



(出所: JETRO、在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2011.10))

III 韓国投資関連の主要トピック

1. FTA

■ FTA(Free Trade Agreement)

自由貿易協定(FTA)は協定を締結した2国間で商品やサービスの交易に関する関税および貿易の障壁を取り除くことにより、自由に商品やサービスの交易を行う協定

- 韓国は2002年韓-チリFTAを皮切りに、10年間45ヶ国とFTAを締結
- 最近、EUとアメリカとのFTAが発効され、ほとんどの工業製品における関税が撤廃

■ 韓国のFTA推進状況(2013.3記入)



■ 関税撤廃率

- 韓-米/韓-EU FTAにより関税が撤廃される工業製品の比率

区分	即時撤廃	5年後	10年後
韓-米 FTA (2012.3～)	87.3%	95.4% (2017)	100% (2022)
韓-EU FTA (2011.7～)	97.3%	100% (2016)	100% (2021)

(出所：韓国企画財政部)

アメリカ市場(2012. 3. 発効)			EU市場(2011. 7. 発効)		
品目	日本	韓国	品目	日本	韓国
スピーカー	4.9%	3.9%(2017年に撤廃)	LCDモニター	14%	即時撤廃
トラック	25%	25%(2017年に撤廃)	複合機	6%	即時撤廃
テレビ	5%	3.3%(2015年に撤廃)	テレビ	14%	11.6%(2017年に撤廃)
乗用車	2.5%	2.5%(2017年に撤廃)	乗用車	10%	8.3%(2017年に撤廃)

(出所：韓国関税庁)

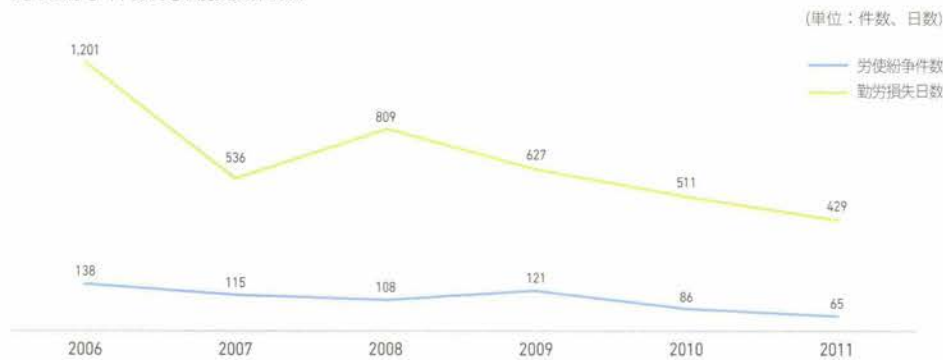
2. 労使関係

■ 韓国の労働組合の状況

- 計5,120の労働組合(計1,719,922人) (2011)
- 労働組合組織率：10.1%

■ 韓国の労使紛争の状況

- 労使紛争件数・労働損失日数



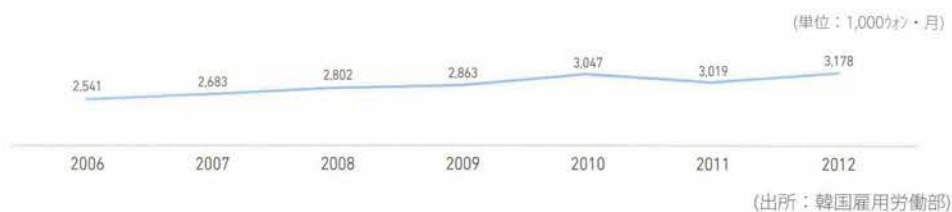
*労働損失日数=(ストライキ期間中ストライキ参加者数*ストライキ時間)/1日労働時間(8時間)

(出所：韓国雇用労働部)

- 労使紛争65件、1千人当たり労働損失日数24.7日(2011)と、OECD加盟国の平均労働損失日数(26.8日)より低い。

■ 労働賃金の状況

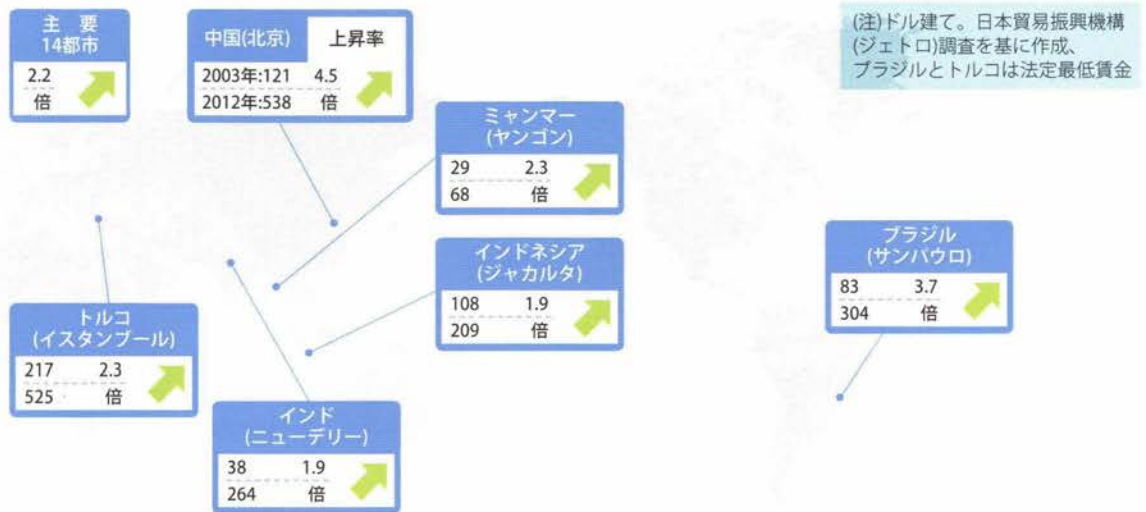
- 実質賃金の上昇：前年対比3.1% (2012)
 - 名目賃金上昇率：5.3%
 - 物価指数：2.2%
- 2012年月平均賃金(常用賃金)
 - 大規模企業(300人以上)：4,424,000ウォン
 - 中小規模企業(5~299人)：2,834,000ウォン
- 名目賃金の推移(常用勤労者)



※参考

■ 新興国の賃上げ

- 外資系製造業の進出の急拡大による製造現場の人手不足、賃上げストライキの多発により新興国の賃金が2003年の2.2倍に高騰
- 新興国の賃上げの現状



(出所：日本経済新聞、2013.1.16)

3. 知的財産権の保護

■ 知的財産権の保護政策

- 関連法規
 - 産業財産権法(特許法、商標法、デザイン保護法、実用新案法)
 - 著作権法
 - 新知的財産権法(先端産業財産権及び情報産業財産権関連)
 - 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律など

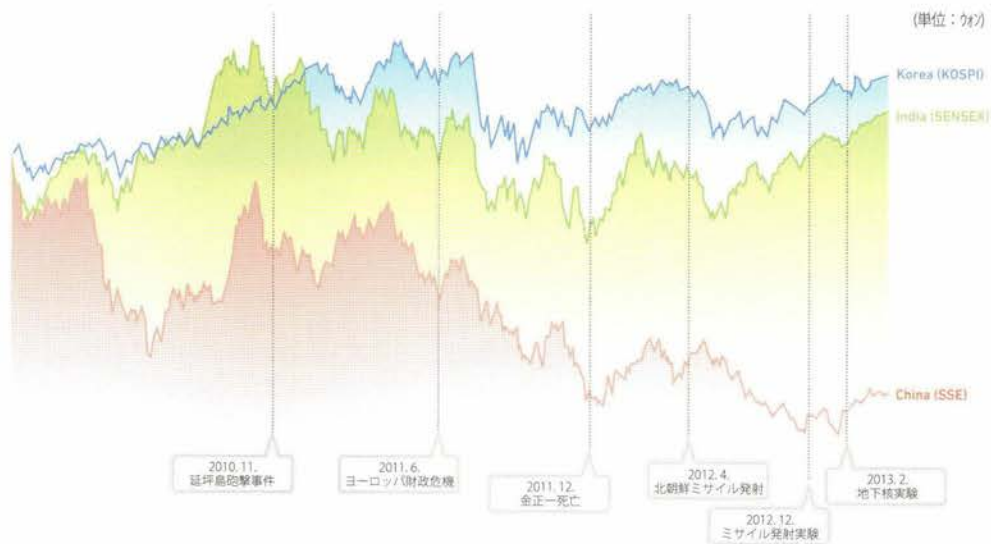
■ 偽造商品の取締

- 韓国政府は各自治体、検察、警察と協力し、偽造製品の取締りに積極的に取り組んでおり、最新の特許紛争の速報サービスを提供するなど、特許紛争予報システムを構築し、知的財産権を保護するために努めている。
- 取締りの実績(2012)
 - 立件：302件
 - 是正勧告を受けた企業：2,325社

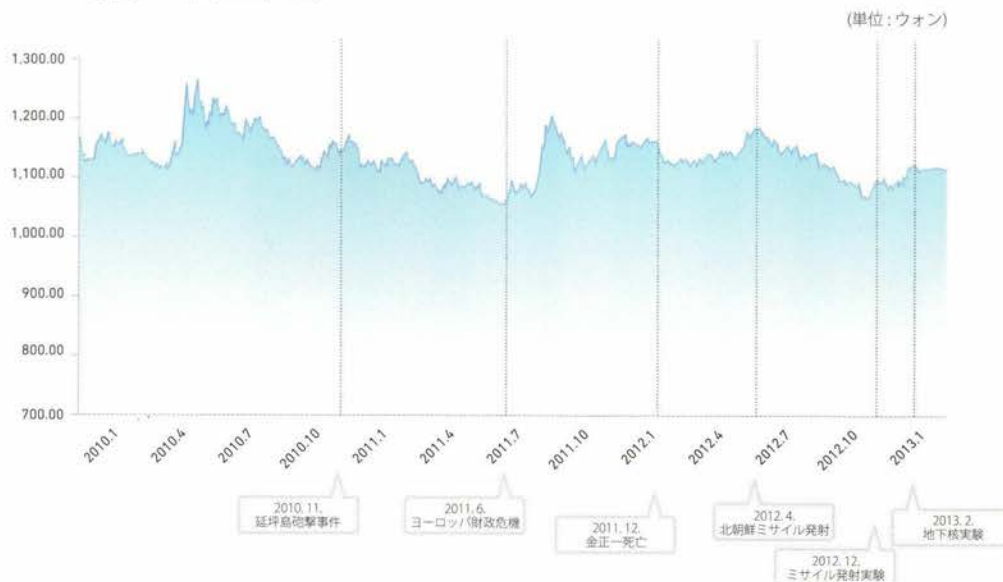
4. カントリーリスク

■ カントリーリスクに対する国内外投資家の評価

- 北朝鮮関連の事件の際にも株価指数(KOSPI)及び為替レート(KRW/USD)への影響は極小
 - 株価指数(韓国・中国・インド)



- 為替レート(KRW/USD)



■ 3大信用格付機関の見解

- 韓国の国家信用格付けへの影響は限定的
 - Moody's、韓国の信用ファンダメンタルを弱化させない
 - S&P、国家信用格付け機関に影響は微々
 - Fitch、韓国の国家信用格付けには既にカントリーリスクが反映されたもの

■ 各国の信用格付

	韓国	日本	イギリス	ドイツ	フィンランド	タイ	マレーシア
Moody's	Aa3	Aa3	Aa1	Aaa	Aa3	Baa1	A3
S&P	AA-	AA-	AAA	AA+	AA	BBB+	A-
Fitch	AA-	A+	AAA	AAA	AA	BBB+	A-

(出所：The Times、2013.2.25)

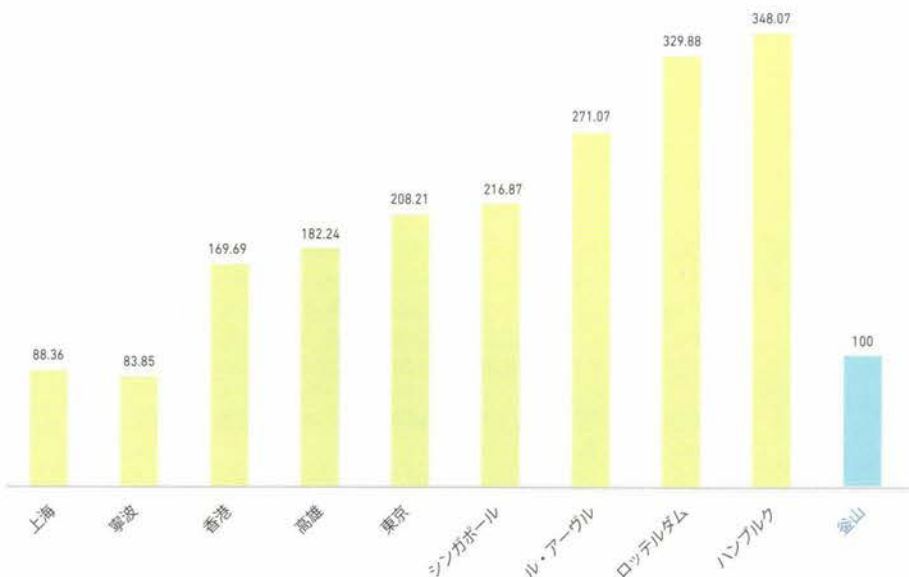
5. インフラ

■ 仁川国際空港

- 世界空港サービス評価(ASQ)、7年連続1位(2012)
- 国際物流ハブ
 - 東北アジアと北米をつなぐ北太平洋航空路線、北東アジアと欧州をつなぐシベリア航空路線の接点
 - 79の航空会社が乗り入れ、182都市へフライトが就航、貨物取扱量世界第2位(253万9000トン)を記録
 - 前年対比、運航6.9%、旅客4.7%増加(世界9位の国際旅客数)
 - 周辺のIFEZは、現在、国際物流センターや生産関連施設、国際産業団地、居住地域などが完工
 - 至近距離にある仁川港では、SEA&AIR複合物流システムが稼働中、2020年までを目標にインテリジェントターミナルの建設予定

■ 釜山港

- 日本に隣接した国際複合港
 - 釜山⇄博多：約200Kmをフェリー輸送
- アジアのトランシップ港
 - 全自動コンテナヤードや検品・包装など付加価値を付けて出荷できる物流倉庫などを完備、釜山港の半数以上の物流を処理(釜山新港)
 - 上海、シンガポール、香港、深川に続く世界第5位コンテナ取扱量
- 港湾コスト
(釜山港の港湾コストを100に換算)



(出所：釜山港T/S貨物増大のためのインセンティブ制度改編に関する研究、2008.12.釜山港湾公社)

■ 地域別投資インセンティブ

※ 外国人投資企業：外国人投資金額(FDI: Foreign Direct Investment) 1億ウォン以上、
または外国人投資比率10%以上である企業

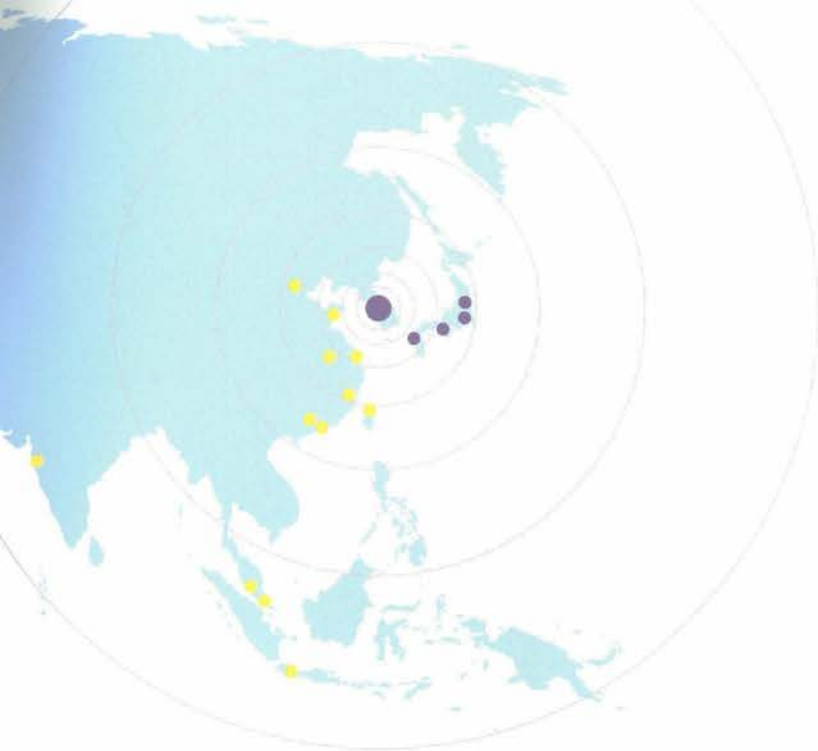
区分	外国人投資地域	
	団地型(素材・部品専用工業団地を含む)(18カ所)	個別型(54カ所)
入居資格	・外国人投資比率30%以上 ・契約後5年以内に賃貸敷地価格の2倍以上を投資した外国人投資企業(素材・部品専用工業団地の立地企業：敷地の賃貸価格の倍以上を投資)	
租税減免	減免条件	・業種別最小金額以上投資した外国人投資企業 - 製造業：3,000万ドル - 観光業：2,000万ドル - 物流業：1,000万ドル - R&D：200万ドル
	国税	・業種別最小金額以上投資の外国人投資企業 - 高度技術産業・産業支援サービス業：なし - 製造業：3,000万ドル - 観光業：2,000万ドル - 物流業：1,000万ドル
	地方税	・国税：7年間 減免 - 5年間：100% - 2年間：50%
賃貸料の減免	・自治体により異なる。 ・賃貸料 75～100%減免 - 高度技術産業：100%(投資金額100万ドル) - 素材・部品専用工業団地の立地企業：100% - 一般製造業：75%(投資金額500万ドル) ・賃貸料：地価の1%	
現金支援	支援基準	・外国人投資比率30%以上、または外国人が最大株主の場合 - 産業支援サービス業、高度技術産業、素材・部品製造業のグリーンフィールド型投資：投資金額1,000万ドル以上 - 産業支援サービス業、高度技術産業の関連分野におけるR&D：投資金額500万ドル以上、韓国人20人以上新規雇用
	支援内容	・直接投資額の一定比率以上を工場建築費などとして支援 ・自治体によって異なる。 - 韓国人20人以上新規雇用の際、1人当たり月10～50万ウォン、6ヶ月以内に限り教育訓練補助金を支援 - 韓国人20人以上新規雇用の際、超過時1人当たり月10～50万ウォン、6ヶ月以内に限り雇用補助金を支援
指定地域	天安、平洞、大仏、泗川、梧倉、亀尾、長安1・2、仁川、堂洞、智士、五松、達城、桐城、浦項、益山、昌原 (素材・部品専用工業団地：亀尾、益山、浦項、釜山・鎮海FEZ)	亀尾(東レ、旭硝子)、益山(住友化学)、坡州(日本電気硝子)、デンソー(昌原)など

(2012.6基準)
(出所：KOTRA、韓国投資ガイド(2012.3)、韓国産業団地公団)

	経済自由区域(6カ所)	自由貿易地域	
		産業団地型(8カ所)	空港/港湾、物流型(6カ所)
	・製造業、物流業、医療機関、教育機関、外国の放送局、金融機関など	・輸出目的の製造業 ・物流業(物品・荷役・運送・保管・展示) ・立地企業の事業を支援する業種(金融・通関・情報処理)	
	・業種別最小金額以上投資の外国人投資企業 - 高度技術産業・産業支援サービス業：なし - 製造業：3,000万ドル/1,000万ドル - 観光業：2,000万ドル/1,000万ドル - 物流業：1,000万ドル/500万ドル - 医療機関：500万ドル/- - R&D：200万ドル/100万ドル	・業種別最小金額以上投資の外国人投資企業 - 高度技術産業・産業支援サービス業：なし - 製造業：1,000万ドル - 物流業：500万ドル	
	・国税減免： - 7年間減免(5年間：100%、2年間：50%) - 5年間減免(3年間：100%、2年間：50%)	・国税：5年間減免 - 3年間：100% - 2年間：50%	
	・自治体により異なる。 ・賃貸料 100% 減免 - 高度技術産業(投資金額100万ドル) - 投資金額2,000万ドル - 素材・部品専門企業(投資金額500万ドル) ・賃貸料75%減免 - 投資金額1,000万ドル～2,000万ドル ・賃貸料50%減免 - 投資金額500万ドル～1,000万ドル ・賃貸料：地価の1%	・自治体により異なる。 ・賃貸料75～100%減免 - 高度技術産業：100%(投資金額100万ドル) - 一般製造業：75%(投資金額500万ドル) ・賃貸料：地価の1%	
ル 以上、工場施設の新設・増設の際 規雇用する場合			
	仁川、釜山・鎮海、光陽湾、黄海、大邱・慶北、セマングム・群山	馬山、益山、群山、大仏、東海、栗村、蔚山、金堤	仁川空港、釜山港、光陽港、仁川港、群山港、唐津港

■ 高度技術随伴事業向けインセンティブ

- 高度技術随伴事業：国内における開発が進んでない技術を伴う事業であって、国内産業の国際競争力強化のために必要であると認められる事業
 - 電子・情報及び電気、精密機械・新工程、材料素材、新物質・精密化学及び生物産業、環境・エネルギー分野など
 - *産業支援サービス(付加価値が高く、製造業の支援など他の産業を支援する効果の大きいサービス業-エンジニアリングサービス、専門デザインなど)も同じインセンティブを受ける
- 外国人投資インセンティブ
 - (1)税制支援
 - 国税(法人税・所得税)
 - ：最初の5年間100%免税、その後2年間50%減免
 - 地方税
 - ：自治体の条例により最長15年減免
 - 関税
 - ：資本財5年間免除
 - (2)立地支援
 - 必須条件：FDI100万ドル以上
 - (外国人投資地域)無償賃貸/(一般産業団地)賃貸料50%減免
 - (3)現金支援
 - 必須条件：対韓国投資比率30%以上、工場施設の新設・増設の際、新規雇用の創出
 - FDIの一定比率以上を工場建築費、雇用補助金などとして支援



日本ネットワーク

KOTRA 東京

Add.: 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1

新国際ビル9F

TEL : 81-3-3214-6951

FAX : 81-3-3214-6950

Homepage : <http://www.kotra.or.jp>

E-mail : kotrakey@kotra.or.jp

KOTRA 大阪

Add.: 〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2-1-6

堺筋本町センタービル7F

TEL : 81-6-6262-3831

FAX : 81-6-6262-4607

Homepage : <http://www.kotra.or.jp>

E-mail : osaktc@kotra.or.jp

KOTRA 名古屋

Add.: 〒451-0001 愛知県名古屋市中村区 那古野1-47-1

名古屋国際センタービル23F

TEL : 81-52-561-3936

FAX : 81-52-561-3945

Homepage : <http://www.kotra.or.jp>

E-mail : nagoya@kotra.or.jp

KOTRA 福岡

Add.: 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1

日本生命博多駅前ビル11F

TEL : 81-92-473-2005

FAX : 81-92-473-2007

Homepage : <http://www.kotra.or.jp>

E-mail : fukuoka@kotra.or.jp

発行者 韓 基元

編集 戦略地域誘致チーム

住所 (137-749) ソウル市瑞草区獻陵路13 KOTRA

電話 82-2-3460-7618

ホームページ www.investkorea.org

1439

kotra



KPR131491



韓国投資環境